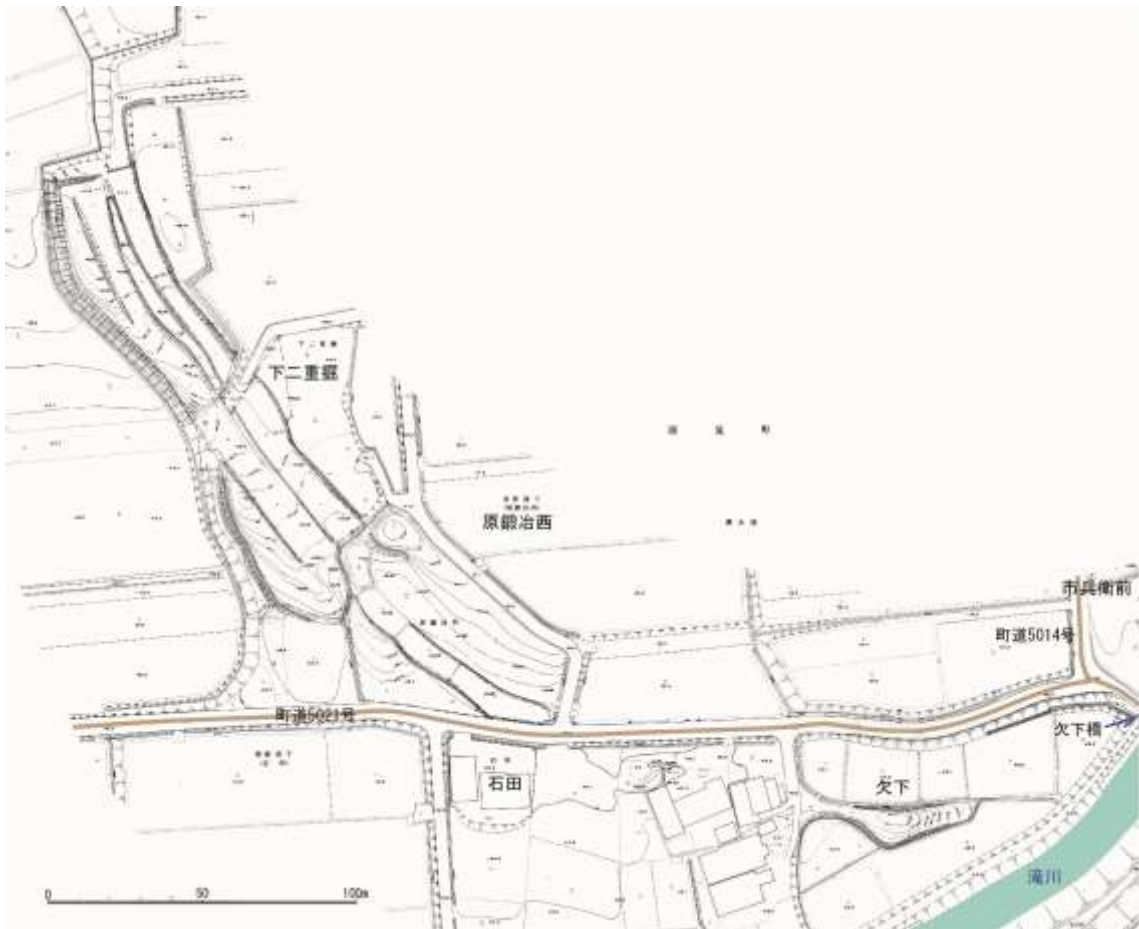


## 第6章 下二重堀地区計画

### 1. 地区の特徴と条件

#### (1) 地区の特徴

阿津賀志山防塁下二重堀地区は、町の南端を流れる阿武隈川氾濫原の痕跡である滝川と支流の滑川が合流する地点から谷部を挟んで、やや北に上がった東岸段丘縁辺に造営されている。防塁がこうした谷部を意識して造営されているのは明らかであり、自然地形を巧みに取り入れながら防衛ラインを形成していたものと思われる。



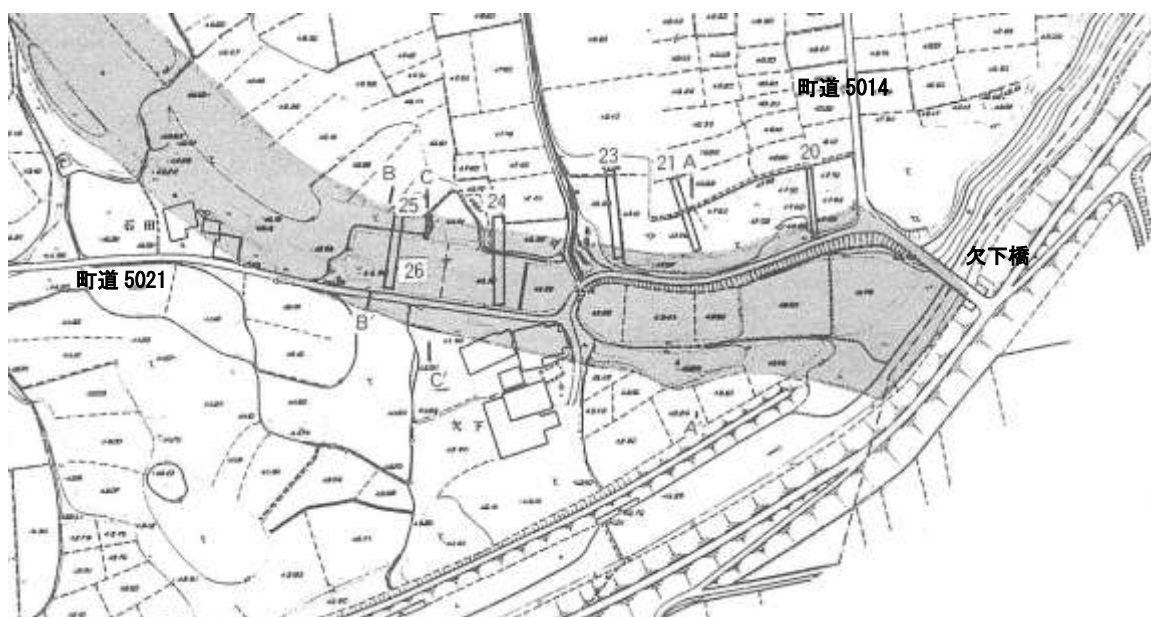
本地区での防塁遺構は字下二重堀・原鍛冶西・石田に広がり、南は町道 5021 号線に面している。この地区では外土塁・外堀・中土塁・内堀・内土塁の痕跡が残り、二重堀の構造を最も良く残している。外土塁は頂部が下の水田と約 3～5m の比高差があり、地表での最大幅 12～15m の 2 か所の半月形の部分に分かれている。

町道 5021 号線に面する字石田の部分では崩れて正確な規模は不明であるが、幅約 15m の高まりがある。内堀は幅 5～12m であるが、南半部の幅の広い部分は中央土塁がほぼ消失して広がっているため、北半部中央の 5m が本来に近い数値と思われる。中央土塁の北端

は幅約 2m と低い が、中央部では幅 8m、内堀からの高さ約 2m となり南では再び細くなり南半中央部では段を残して消失する。

字原鍛冶西の北端には両堀の中央をふさぐような低い高まりが認められ中央土塁の崩れた跡と考えられるが、その南は段のみで土塁は認められない。内堀も外堀と似た状況で幅は 5～11m を測る。字原鍛冶西はほとんどが埋まり、正確な幅は不明であるが、幅 10m 程の段が認められる。北半部の内土塁に当たる部分には、最大幅 18m の内堀より 1～2m 高い果樹畑があり、南半部でも周囲より一段高い果樹畑・墓地となり続いている。字原鍛冶西に入った部分は内堀より約 1.5m 高い桑畑となっているが、徐々に低くなり堀との境は不明となる。全体の幅は北半部中央で 50m、字下二重堀の南端・字原鍛冶西の北端では 53m を測る。本地区の字下二重堀・字石田の一部は史跡に指定され公有化がなされている。

二重堀の遺構は、町道 5021 号線の北で緩く屈曲し町道と交差する付近からほぼ東に向かって走り、最終的に町道 5014 号線の欠下橋の西で滝川と合流して終わる。この終点部が字欠下地区である。町道 5021 号線の北の部分は現在水田となり地上には遺構はないが、昭和 54 年の調査では第 24～26 トレンチが設定され、中央土塁・内堀・内土塁が検出されている。中央土塁は幅 3m、内堀は 11.2～13m を測る。内土塁は最大幅 6.6m を測るが、東側の 24 トレンチでは検出されていない。内堀は町道の北を並行して走っているが、町道北側のさらに東の、字市兵衛前に設定した第 20・21・23 トレンチでは検出されていない。したがって内堀は町道北側の字欠下の部分で終わっている可能性が高い。外堀は町道の南側・欠下橋西側の一段低い水田に続いており、南側には外土塁の痕跡も認められる。外土塁は最大幅 14m、堀は幅 20m を測る。なお、この場所の滝川は阿武隈川の旧河道跡を流れている。



## (2) アプローチについて

公共交通機関としてはJR東日本東北本線の藤田駅、貝田駅の利用が可能である。自動車の場合は国道4号か東北自動車道国見インターが利用できる。いずれの場合も次の主要道を経て阿津賀志山防塁下二重堀地区に至ることができる。

- ・一般県道五十沢・国見線（県道320号線（2車線））

国見町大字山崎字日向（国見町役場入口交差点）⇒伊達市梁川町五十沢字羽山下

- ・一般県道大枝・貝田線（県道321号線（2車線））

国見町大字貝田字町裏貝田町裏交差点

- ・主要地方道浪江・国見線（31号線）



## (3) 誘導サイン設置状況

一般県道五十沢・国見線（県道320号線から下二重堀地区に至る誘導サインは現在2系統6か所に設置されている。



■ 阿津賀志山防壘下二重掘地区への利用動線



■ 誘導サイン設置状況

#### (4) 敷地条件

##### ① 周辺の土地利用

本地区は、史跡周辺のほとんどが水田・果樹園等の農地であり、町の農業振興地域整備計画において農用区域の指定を受けている。したがって防塁および周辺整備に際しては、農用区域からの除外の手続きを行わなければならない。また一帯は都市計画法上の市街化調整区域であり、本整備事業の実施にあたり、開発許可について調整を要する。中尊寺蓮池の整備については、整備後の池への取水や、便益施設からの排水等について土地改良区等との調整が必要である。

国の指定を受けた史跡範囲は公有地化が完了しており、現状変更の届出義務など文化財保護法により規制されている。

また史跡の西側 50~100m程度を南北に流れる滑川が、南側 150m程度の場所を東西に流れる滝川に合流している。防塁整備と同時期に、整備範囲に隣接する滑川の河川改修工事も行われる計画があり、工事範囲や工程、景観等について調整が必要である。



土地利用区域	土地利用と現況	所有区分と関連法規
I 区 ※防塁周辺のみ	水田・転作(ハス育成)、畑地 畔農道・雑種地 一部建築物	民有地 「農振法」「農地法」 「都市計画法」
II 区	国史跡阿津賀志山防塁下二重堀地区	公有地(国有地)・一部民有地 「農振法」「農地法」 「文化財保護法」「都市計画法」
III・IV区	道路敷 河川敷:支線滝川・支線滑川 その他農業用水路敷・農道 橋梁(5021-1号橋)	公有地・民有地 「道路法」「河川法」 「水防法」「都市計画法」

## ②浸水想定区域

阿武隈川は、盆地および平野部で大きく蛇行しているため「大曲川」(おほくまがわ)といわれたことが語源で、洪水の発生しやすい地形となっており、古くからたびたび甚大な被害をうけ流域の人々を苦しめてきた。昭和に入っても台風による洪水は頻発し、これらの水害を契機に、本格的な河川改修計画が策定され、事業が進められてきた。阿武隈川は国が整備を実施しているが、多くの支川は福島県が整備を進めている。

福島県域の近年の主要な洪水としては、昭和 61 年 8 月の台風 10 号、平成元年 8 月の台風 13 号、平成 3 年 9 月の台風 18 号、平成 10 年 8 月末の豪雨と台風 4 号、および平成 14 年 7 月の台風 6 号などがあげられる。

なかでも、昭和 61 年 8 月の台風 10 号は、各地で家屋の浸水被害を引き起こし、戦後最大の水害と言われている。

平成 29 年度に公開された阿武隈川周辺での氾濫浸水等のリスクとして、本整備計画対象地は 3m 未満の浸水が予想されており、加えて 3 日間未満の浸水継続が想定されている。なお氾濫等警報が発せられた時の避難場所は、「国見東部高齢者等活性化センター前広場」となっている。

※洪水浸水想定区域とは

水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。平成 27 年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更している。



国見町防災マップ H28 年 1 月より

### (5) 史跡条件

国指定史跡部分についてはすでに公有地化は完了しているが、遺構の遺存状況が良くない下二重掘地区南東部や石田地区、防塁の一部と考えられる遺構が残る欠下地区など未指定区域を残しており、追加指定及び公有地化が課題となっている。史跡周辺は農用地区域として指定され開発を制限されていることもあり、防塁造営当時に近い地形を保っていると考えられる。また周辺を水田・畑地として管理することで、これまで地域に親しまれてきた防塁・阿津賀志山遠景・蓮池・周辺の田園という一体感のある景観の維持も可能である。

### (6) 法的規制条件

法令・条例等	摘要	規制内容	関連機関
文化財保護法 文化財保護法施行令	史跡指定 平成 27 年 3 月 18 日政令 (最終改正)	現状の変更 所管事務	文化庁・県教育庁文化 財課
文化財保護法	周知の遺跡	埋蔵文化財包蔵地としての 規制	文化庁・県教育庁文化 財課
農振法 農地法	農用地区域内農地 昭和 44 年法律第 58 号	地目・用途変更 農地転用	農業委員会・県農業担 い手課
都市計画法	市街化調整区域 昭和 43 年法律第 100 号	地目変更・造成・建設工事 規制	県都市計画課
建築基準法 建築基準法施行令	工作物・駐車場	工作物(シェルター・展望 施設などの制限)	
道路法	昭和 27 年法律第 180 号 平成 28 年 3 月 31 日(最 終改正)		県道路計画課
道路交通法			
駐車場法 (路外駐車場の技術 的基準)	平成 23 年 12 月 14 日(最 終改正)	面積、構造、設備	
河川法	河川環境整備 1 次河川滝川・滑川合流地 点	工作物等	県河川計画課 『福島圏域河川整備計 画』(平成 28 年 7 月)
浄化槽法			
景観法	福島県景観計画区域 福島県屋外広告条例	第一種・第二種特別規制地 域	県自然保護課
その他特定法規 史跡名勝天然記念物 標識等設置基準規則			
地域における歴史的 風致維持及び向上に 関する法律	平成 20 年法律第 40 号		

## (7) インフラ条件

史跡および周辺の整備にあたっては、本地区までの利用動線としての町道、蓮池に利用する用水・便益施設への用水の確保と蓮池・便益施設・雨水等の排水処理、電気等の供給等について検討と、関係機関との入念な連携調整が必要である。

分野	種別	内容	検討課題
接道・道路	町道	国見町/町道	利用動線と通行車両の検討
供給・処理	用水	土地改良区・国見町他/ 水道本管・農業用水路	蓮池用は農業用水の利用
	排水	土地改良区・国見町他/ 下水本管・農業用水路	雨水・蓮池排水は滑川、浄化槽の検討
	電気	東北電力/照明灯	
	ごみ収集	国見町	ゴミ箱の設置、回収の検討
	消防水利	消防署	
	ガス	プロパンガス	必要に応じて検討
	電話	NTT 東日本	固定電話の設置は不要

本整備基本計画は、都市計画図（2500分の1）と地籍図をベースに検討しているが、設計段階においては、住民立会いのもと買収予定地の境界確定を行った上で、現状の土地利用状況および基礎地盤高等が明確な詳細地形図（500分の1）を使用し、整備地内の利用可能面積等の算出と設置施設検討、取水・排水計画・設計、切土・盛土の土量算出等を行う必要がある。またガイダンス施設、展望施設設置予定地は、ボーリング調査を実施する。



## 2. ゾーニング

### (1) ゾーンの考え方と設定

整備計画地域に史跡指定地の保全と活用を最優先課題として、以下のゾーンを設定する。



ゾーン	内容	機能・施設
A:史跡保全・活用ゾーン	防塁および遺構復元。 史跡見学開始箇所にエントランスを設ける。	エントランス（史跡の解説板） 遺構表示（サイン等） 管理機能：排水設備
B:便益・ガイダンスゾーン	ガイダンスシェルターを設け、史跡について解説を行う。利用者の便を図る駐車場等の設置。史跡および蓮池等の維持管理のための倉庫等の設置。	便益機能：ガイダンスシェルター・水飲み場・休憩機能・利用者トイレ・利用者駐車場・駐輪場・（物販機能） 管理機能：照明・維持管理用倉庫・管理者駐車場
C:蓮池ゾーン	中尊寺蓮の遺伝子を持つ蓮の鑑賞・育成ゾーン（現状の水田区割りを利用） エントランスを設ける。	エントランス（蓮池の解説板） 便益機能：園路・植栽・ベンチ等 管理機能：水門・水路・管理用通路
D:緑地ゾーン	防塁までのアプローチ散策路の設置。利用者の史跡・蓮池見学および憩いの場所として利用。史跡及び阿津賀志山などを眺望できる展望施設などを設置。残土盛土除去後の緑地（花壇園地）	便益機能：展望施設・園路・植栽・ベンチ・四阿・手洗い場・身障者用駐車場（必要最低限） 管理機能：管理用通路（エントランス）

E:修景エリア	農地を保全し、史跡に対する緩衝区域とする。景観を損なう人工景物は必要最低限とし修景に努める。所有者・生産者と協議する。	
アプローチ	主要道からは町道を利用する。	幅員と待避所等の検討

### 3. 遺構保存と表現に関する計画

#### (1) 整備の基本方針

阿津賀志山防塁の史跡整備に向けての基本方針は前述（第5章第2節）のとおり（1）価値の保存、（2）本質的な価値の顕在化、（3）歴史を伝える取り組み、の3つの柱を基本として据えている。本史跡の整備は、3.2kmに及ぶ阿津賀志山防塁の全体整備の一環として体系的な整備の一部を行うものである。したがって、本史跡整備においてすべての機能を充足するものではなく、全体整備に向けて最も効果的な整備を行うことを基本とする。

本地区は、防塁全体からみても遺構の遺存状態がよく、また中尊寺蓮池もあることから来跡者が最も多い場所である。史跡と中尊寺蓮というセットは、史跡の歴史的な背景を思い起こさせる象徴的な組み合わせといえる。

#### (2) 史跡にかかわる整備項目

##### ①史跡保全にかかわる整備

##### ア) 史跡界の表示

史跡界表示は町道に面した一部に行われているものの、地区の史跡全体にわたる表示はない。『国指定史跡阿津賀志山防塁保存管理計画報告書』（平成6年）にも、指定地C地区として、指定範囲の明示が対応課題としてあげられており、今後管理区分を明確にし不用意な車両等の進入を避けるため、史跡界表示を全体に行う。



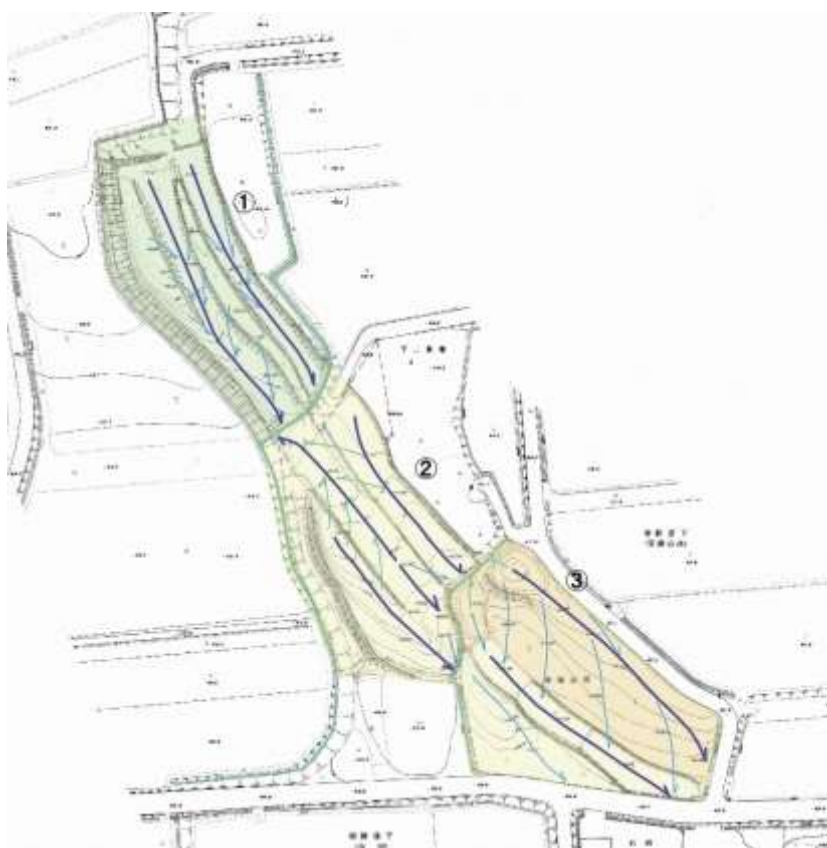
##### イ) 遺構表層の保護

現在自生する芝やアザミ等の植生により遺構表層は安定した状態に保たれている。今後も防塁の土砂流出・表流水による浸食作用、見学者等の踏み圧等から表層を保持するために、引き続き現況を維持する。

ウ) 史跡保護のための集排水管理

ここでは史跡を 3 区分し雨水等の集排水の管理、方法について検討する。

区分	区域	現況	整備計画
①区	現況水路部分 より北側	防塁の残りが良い。平成 27 年の豪雨により法面の一部が崩れ、修復している。	必要な修復のほか現況を維持する。
②区	現況水路部分 より南側	防塁の残りが良い。	必要に応じて遺構サイン・園路を設定。
③区	復元予定地	上部は既に削平されているが、防塁の一部である。整備に先立って地下遺構の状況を把握するため、平成 30 年度に発掘調査を予定する。	発掘調査によって得られた知見により、史跡利用者により詳しく情報提供を行うため復元整備を検討する。



史跡および周辺の集排水状況の把握は、遺構保護にあたって十分調査を行うことが必要である。本史跡は谷地に面した段丘の縁辺に造営され、降雨による多量の表流水、浸透水が決まった箇所に集中して流れると遺構面の崩落等の危険性が高まり、実際に平成 27 年の集中豪雨によって本史跡中央部西側法面の一部が崩壊し、修復作業も行われている。このことから史跡および周辺の集排水を適切に行うことが不可欠でありその方法と課題について検討する。



中央部西側法面 平成 28 年 10 月修復作業



平成 29 年 5 月

本史跡はもともと排水機能を持っていないことから、整備に当たっては、遺構の形状と水流の方向等を把握し、適切な排水路の検討が必要である。排水方法には、造成面の表面において排水する表流排水と、地中に浸透した水を排水する浸透排水の 2 種類がある。

現状での排水は、史跡中央部を横断する U 字溝の開渠に表流水が集中する構造となっており、溝状の掘形に碎石を充填して被覆土を施した暗渠排水のほか、浸透水を集水する多孔性の透水管等を埋設した暗渠排水などは行っていない。最大降雨時に史跡で排水しなければならない水量とそのための排水施設の規模等を検討し、防塁を可能な限り保全できる方法を選択することが重要となる。現在すでにある U 字溝の活用と、必要に応じ防塁堀上面に堆積した覆土部分を利用した排水施設の設置とその上を覆う表土層を浸透性に優れた土壤に置き換えるといった方法も併せて検討することとする。また開渠となっている U 字溝に透水管を設置し開渠を砂利で埋め戻すといった方法も考えられ、人工物を目立たせないよう防塁外観に配慮することも重要である。

史跡内の排水施設を最小限に抑え防塁の保全を行うためには、周辺からの史跡内への雨水・排水等の流れ込みを防ぐことも必要である。既存の用排水系統を整理し、農業水利、排水の放流先等の状況を踏まえた設計が必要となる。



史跡内および周辺の排水溝

## ②史跡の公開範囲

史跡への立ち入りは一部に制限を設けて公開とする。史跡内は自由動線を原則とするが、見学者の踏み圧などによる劣化状況をモニタリングする中で、歩行ルート設定や立ち入り禁止区域を設けるなどの措置を講じることとする。

## ③史跡の価値をより明確にするための復元整備

史跡の 3 区分の内、防塁の遺存状況が良好な①・②区において復元整備は行わない。防塁上部が削平されている③区において、発掘調査によって得られた知見に基づいて、来跡者にわかりやすく的確に遺構の状況を伝えるために、防塁造営時の状況に近い復元・公開を検討する。

## 4. 地形造成に関する計画

- 1) 史跡内において新たな地形造成は基本的に行わない。
- 2) 史跡外の整備地内（現行水田・緑地・雑種地）においては、蓮池・緑地予定地では簡易造成を実施する。
- 3) 駐車場・ガイダンス施設建設予定地については、地盤改良および盛土などによる補強を行う。また法面の補強工事が必要となる。
- 4) 緑地ゾーンのうち現在残土盛土となっている区域では切土が必要となっている。切土・盛土はいずれも場内処理を原則として計画する。
- 5) 滑川河川改修に伴う堤体等の工事が予定されている。

## 5. 修景及び植栽に関する整備計画

### (1) 史跡保護植生

#### ①史跡保護表層植栽

防塁地表面の保護を目的とした現行の被覆草本類を維持する。現状は草本類によって覆われているが、当該地域の気象条件に合致して生育しており、あえて表層草本類の種を変更する理由は見当たらない。そのため、当面は現状で行っている定期的な草刈などの維持管理を継続的にを行うことを基本方針とする。

### (2) 蓮池整備及び花卉草本

#### ①蓮池整備

1950（昭和 25）年、中尊寺金色堂内におさめられている藤原氏の遺体 4 体が学術調査された。その際、第四代泰衡（1189（文治 5）年没）の首桶から、80 粒ほどのハスの種が発見された。調査委員であった大賀一郎博士の意を受けて、門下である長島時子氏（恵泉女学園短期大学教授）は種の実性に取り組み、1993（平成 5）年に発芽、実生後 5 年目の 1998（平成 10）年ついに開花に成功した。このハスは和蓮の一種で、花卉は淡い紅 色・や

や細身で「中尊寺ハス」と命名された。(長島時子 2001 年恵泉女学園短期大学研究紀要 32 号)

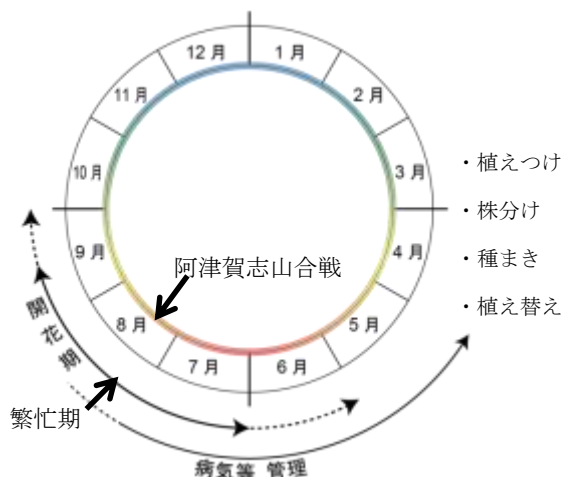
この中尊寺ハスの株はその後、本町をはじめ、北上市・横手市・西和賀町・新潟白山など藤原氏ゆかりの地に株分けされ、中尊寺ハスとして各地で育成されている。本町では平成 21 年に中尊寺より 20 株を譲り受け、国見町中尊寺蓮育成会により本地区の水田において育成されてきた。

和種である中尊寺ハスの遺伝子を継承するとともに、防塁遺跡を表象するものとして、蓮池を拡大整備する。

## ②蓮池運営のサイクル

右の「花ハスを軸とした年間計画」に沿って年間の利用動向を設定すると、繁忙期は花ハスの開花期である 7 月から 8 月と設定することができる。中でも 8 月 7 日ころは 1189 (文治 5) 年の 8 月 7 日 (旧暦) から始まった本防塁にとって、最も重要な出来事である「阿津賀志山」合戦の開始日でもあり、イベントの実施を想定することができる。したがって、この時期の利用率を最大値として繁忙期 (7 月～8 月) を設定する。

図 花ハスを軸とした年間計画



ハスの浮葉 (2017 年 5 月 17 日)



咲き競うハス (2017 年 8 月 7 日)

### (3) 修景

#### ①隣接地の残土の処理

防塁西側の隣接する区域に残土盛土があり防塁への景観阻害要素となっている。この残土を取り除き、空地を草本類による花壇などを形成して、修景効果を高めるものとする。これによりハスの開花期以外の季節での景観の向上も図る。



防塁西水路を挟んだ残土盛土

#### ②植栽による修景

防塁への景観及び蓮育成の為、視界や日照阻害が懸念される高木等の植栽は行わない。しかしながら史跡に影響のない範囲で民家や現代の墓域などの景物は中低木の植栽を施すことにより、視界から遮断することを検討する。また景観を損なわない緑地等での高木による緑陰形成は、必要に応じ検討する。

## 6. ガイダンス・展望・便益・管理施設に関する計画

### (1) ガイダンス施設

#### ①設置の目的と内容

史跡に来訪する利用者及び学校児童生徒に対し下二重堀地区を中心に史跡阿津賀志山防塁全体に関するガイダンスを行えるものとし、あわせて急な天候変化（落雷・雨など）からの緊急避難に対応可能な施設とする。

⇒計画当初における水田地内の施設位置は、防災計画による浸水被害想定区域に設定されていたことから、建築物として本格的整備は行わず大型のシェルター型が適切であるとの見解に至った。また平成29年1月に「国見町文化財センターあつかし歴史館」が大木戸地区に開設したことから、国見町全体の歴史展示や企画展示、イベントと補完し合いながら、防塁に関しては当該施設で利用者が概要を理解できるものとする。

#### ②規模と関連設備

利用最大人数を学校児童1クラス（25名）と引率者30名程度と想定し、施設面積は60㎡程度で計画する。関連設備としては、防塁や蓮について説明する解説板や案内板、解説映像投影のためのスクリーン、必要に応じ設置できるパイプイス等を検討する。



イメージ 熊本市国指定史跡池辺寺跡展示シェルター

## (2) 展望施設

史跡下二重堀地区全体を概観できるものとし、併せて防塁が滑川・滝川に接する谷部と台地部に立地し、阿津賀志山まで延長することを見学者が実感できることを目的とする。設置予定地は、現谷部との地盤比高差が 5m の西側緑地ゾーンを検討している。10 名程度までの小グループの同時の眺望が可能な面積を確保する。本史跡においては物見やぐらに類する遺構の存在は確認されていない。そのため展望施設のデザインを検討する際は、時代考証を要しないものか、中世・古代関連遺構ないし絵図などから類推して検討する必要がある。関連設備として解説板の設置を検討する。



イメージ 展望施設 (大分県杵築市)



展望施設 (宮崎県東諸県郡国富町)

## (3) 便益機能整備

### ① 駐車場の整備

#### ア) 利用想定

利用対象者は史跡公園利用者に限定する。また一部公園維持のため管理及び作業車両の一時駐車場とする。駐車場利用車両は軽自動車・小型乗用車・普通乗用車・小型貨物車・中型貨物車およびバスの車種が考えられるため、常設駐車場には身障者用 3 台 (3.5×5m)、普通車 30 台 (2.5×5m)、大型車 3 台 (3.5×13m) 程度の駐車スペースを検討する。

また、学校児童生徒の団体利用は、学期中の校外学習で 5 月から 6 月に、一般の団体利用客のピークは 7 月から 8 月と想定する。団体利用時は大型バスの利用が考えられるため、駐車スペースの確保および通行経路の検討を、町道の現状をふまえて行う。

#### イ) 繁忙期 (運営年間スケジュール)

過去の蓮池開花時には、町道に対して付近の交通は渋滞や縦列駐車が生じるなど混乱をきたし、地域住民の生活に支障をきたしたことがある。そのため整備にあわせて、繁忙期の最大利用者数を想定し、必要に応じ、周辺に臨時に、適正規模の駐車場利用可能地等を検討していく。



ウ) 駐車場管理・利用時間

基本的に 24 時間開放とする。

エ) 団体対応

大型バスの利用を想定する。

オ) 身障者対応

高齢者・身障者対応として蓮池付近及び滑川右岸緑地にも身障者用駐車区画を設ける。

カ) 管理者駐車場

当面、一般駐車場との共用とする。

キ) 工事車両・維持管理車両

史跡内への工事車両・維持管理車両の進入は基本的に行わない。そのため、史跡内の管理車両用の通路の設定は行わない。整備修復の緊急事態にあつては、仮設の覆工板などを設置して進入するものとする。

史跡外については管理用園路を公園外周、中心部に設置する。但し歩行者園路も兼ねるため、通行には十分な注意が必要である。

②トイレ

便益・ガイダンスゾーンに男性便器 4 (洋 1・小 3)・女性便器 3・多目的用トイレ 1 程度のトイレを設置する。また下水道の接続がないため浄化槽を設置する。

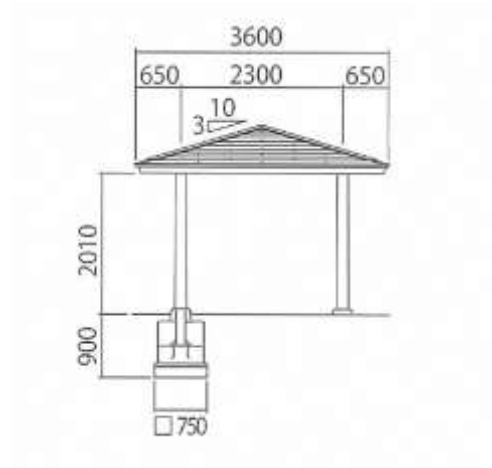


③休憩施設 (四阿・ベンチ・卓ほか)

急激な天候変更からの避難 (降雨・落雷など) や強い陽射しからの避難、熱中症からの緊急避難及び介護を目的として、休憩機能をもつ施設を設置する。人工的な点景となるため、動線上の位置および景観を確認し、適切な位置に配置する。史跡内には設置しない。

(四阿)

四阿は 4×4m 又は 5×5m の大きさに園内緑地ゾーンに 3 箇所の設置を検討する。



#### (ベンチ)

ベンチは緑地及び園路脇に1.5×0.8mサイズの背もたれのないタイプまたは一部1.8×0.5mサイズの背もたれのあるタイプの設置を検討する。



#### (4) 管理機能整備

##### ①保管用倉庫

公園維持管理に必要な資機材類を保管するための倉庫を便益・ガイダンスゾーンに設置する。

##### ②園路

史跡内への工事車両・維持管理車両の進入は基本的に行わない。そのため、史跡内の管理用園路の設定は行わない。整備修復の緊急事態にあつては、仮設の覆工板などを設置して進入するものとする。史跡外については管理用園路を公園外周、中心部に設置する。但し歩行者園路も兼ねるため、通行には十分な注意が必要である。

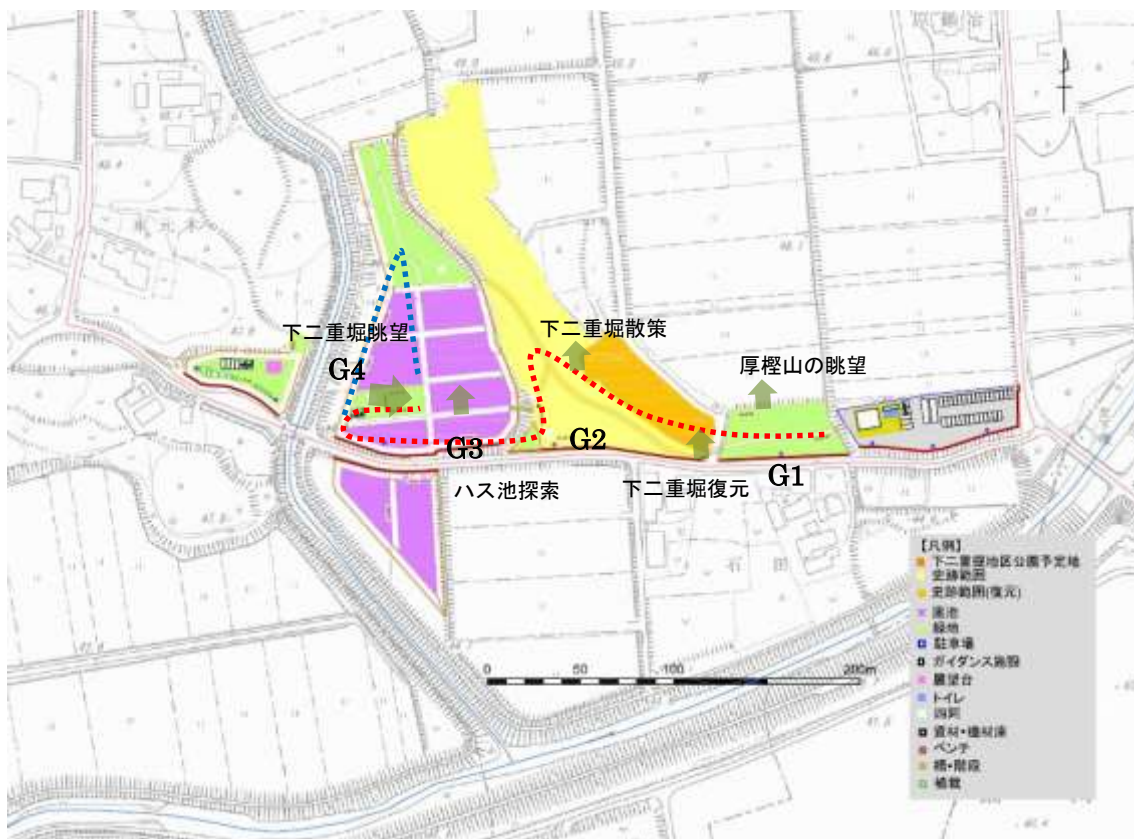
歩行者専用園路は一部緑地内に設置する。史跡内は自由動線を基本としているため当初園路は設けないが、必要に応じ園路設定を検討する。

## (5) その他

ガイダンス施設、便益施設の運営上最低限の照明の設置を行う。また町道添いに屋外灯設置を検討する。

## 7. 動線計画

史跡公園内は以下の順序で周遊することを前提とする。



- ①ガイダンス施設で解説を受けた後、防塁と蓮池を望みながら園内に近づき、史跡内に入る。
- ②史跡に隣接する緑地ゾーン (G1) に入り、再度防塁に関し展示パネル等で情報を確認。
- ③再度史跡内に立ち入り、散策し、史跡外に出る。
- ④緑地 (G2)、蓮池ゾーンを散策し、四阿・ベンチなどが設置された緑地ゾーン (G3) に入り、撮影したり休息の時間をとる。
- ⑤緑地ゾーン (G3) を出て蓮池を眺めながら展望塔のある緑地ゾーン (G4) へ向かい、展望を楽しむ。
- ⑥緑地ゾーン (G4) を出て道路を渡り、蓮池・多目的緑地を散策。
- ⑦道を渡り緑地ゾーン (G1) へ入り、史跡の南端を通り園外に出る。
- ⑧最初の園路を通り便益・ガイダンスゾーンへ戻る。

## 8. 管理運営に関わる計画

### (1) 基本方針

#### ①基本性格

地域を代表する史跡阿津賀志山防塁の内、下二重掘地区の恒久保全を目的として日々の運営を実施するとともに、史跡周辺の景観も史跡と一体のものとして有効活用し、その歴史的・文化的価値を国内外に発信する公園を目指すことを基本方針とする。本史跡および周辺地形・環境は、日本史における古代から中世への転換点となった阿津賀志山合戦という重要な歴史的背景を有し、利用者によるその全貌と歴史性を体感できる公園として運営していくことが求められる。また町内各施設（「国見町文化財センターあつかし歴史館」・「道の駅国見あつかしの郷」など）と連携し、運営していくことが必要である。

#### ②史跡保護

本整備は史跡保護と有効活用の両面を課題とし、史跡保護に関しては先に取りまとめた『阿津賀志山防塁保存管理計画』に準拠し、適切な史跡モニタリングなどを定期的に行い、訪問者・利用者による踏圧などの観光圧を含め、植栽・気象などの自然リスクから史跡損傷を未然に防ぐ運営管理を行っていく。

#### ③景観形成

史跡地周辺は、現在のところ良好な農業景観を維持しているが、引き続き現景観の維持に努め、河川整備をはじめとする周辺計画との調整を図り、現景観の維持及び史跡保護・整備の方針に合致した景観形成を行っていく。

#### ④植栽等の維持管理

史跡及び園地内の植物の管理は、史跡保全・蓮池管理と一体のものとして、現植生の維持と定期的な草刈、環境保護と蓮の育成を行っていく。また園内の景観や緑陰形成のため植栽した草木類についても定期的な維持管理を実施する。

#### ⑤管理運営及び活用

施設は、基本的に 24 時間開放とする。また、上記を含めた管理運営及び活用は国見町、NPO 団体、民間団体等を検討し、あわせて地域住民との積極的な協働を推進していく。また、周辺自治体や関係機関等との連携を図り、効果的な活用について検討していく。

## (2) 解説計画（解説板・案内板について）

### ①基本的な考え方

史跡の解説および背景事項はガイダンス施設内の解説・案内板によるものとする。音声や画像などを提供するクロスメディア型解説の検討とは別に、計画史跡等の主要な出入口には、眺望・通行の妨げにならない位置に総合案内板を設置する。園路の分岐箇所あるいは広場等に、部分案内板を設置して、来訪者が自分の位置、周辺の状況、目指す地点、施設等の位置が確認できるようにする。案内板は相互間で十分な関連性を持ち、意匠的にも統一のとれたものとする。子供の背丈及び車椅子の高さ、光の反射方向を考慮して高さ、角度等の仕様を決定する。自由動線を基本とするが施設方向標示なども設置する。その他、史跡界表示・注意・禁止・告示・危険予防等の事項を記した認知のための案内板も適宜設置する。また史跡全体の解説計画との統一感も今後の課題である。



阿津賀志山に設置される解説板

### ②設置する解説・案内板の位置と内容

ア) 現況における解説案内板の設置状況は以下のとおりである。



解説内容(史跡名称・指定年月日) 建立；  
平成2年3月 教育委員会

「この遺跡は、文治五年（1189）の奥州合戦に、平泉の藤原泰衡が異母兄国衡を将とし、源頼朝の率いる鎌倉軍を迎え撃つために築いた防塁遺跡で、『吾妻鏡』には「口五丈堀」と記載されており、地元では「二重堀」と呼ばれている。

防塁跡は、土塁と空堀からなり、阿津賀志山中腹から南下し阿武隈川の旧河道にある滝川までの約3.20キロメートルにわたって所在する。防塁跡の一部は開発等によって失われているが、各地区に二重と三重の土塁が現存している。

この防塁跡付近の一带の地は、文治5年8月8日から10日にかけて激戦が展開された古戦場であり、本遺跡は、鎌倉幕府の全国支配を考えるうえで極めて重要なものである。」

注意事項・防塁全体の位置図・防塁断面図・下二重堀図など



「国見町中尊寺蓮育成会」看板



「観光ナビ」「義経ふたり旅」AR 導入 (国見町)  
ハスの解説のみ

イ) 配置する解説・案内板は次の通りとする。

番号	種別	訴求内容 配置	寸法 (設定) 留意事項
0	園名サイン	「史跡阿津賀志山防塁下二重堀」 ハス池公園	
1	解説	史跡の背景など詳細解説 ガイドンスシェルター内	
2	公園案内①	史跡公園全体案内 駐車場・ガイドンスゾーン	1200×1200
3	周辺案内	史跡周辺及び町域案内 駐車場・ガイドンスゾーン	1200×1200
4	利用注意案内	公園における注意事項の表示 駐車場・ガイドンスゾーン	600×900
5	史跡解説	下二重堀の解説・全体図解表示 多目的緑地・史跡入り口付近	1200×1200
6	復元遺構解説	遺構復元の内容・見方の解説 史跡内復元ゾーン	1200×1200
7	公園案内②	史跡公園全体案内 中間ジャンクションゾーン (エントランス)	1200×1200
8	公園案内③	史跡公園全体案内 展望緑地	1200×1200
9	防塁・眺望解説	防塁及び展望塔よりの眺望について 解説 展望緑地	1200×1200
10	蓮池解説	ハス池に関する解説 蓮池緑地	既存看板を使用
11	史跡界サイン	史跡北部 3カ所程度	
12	既存解説板	撤去ないし修復	
13	車誘導サイン	既存・改良	

### ③案内板等の仕様について

『史跡等整備のてびき』Ⅲ技術編 (文化庁文化財部記念物課監修) では、「案内板は、全体の構造を支持する「架台」及び情報を提供する「板面」から構成され、「架台にはコンク

リート、石、ステンレス、鋳物等の素材が使用され、「板面」は磁器板、ホーロー、ステンレス、アルミ等の金属板等の素材が使われることが多い。その他、木材や陶板を使用する場合も考えられるが、寒冷地には向かないものが多い。」と記載されており、素材として「石」ないし「金属」によるものが適切とされている。また本史跡における解説板は、紫外線劣化（耐光性）や汚れ防止（耐汚性）が高く、多色による解説が必要であるため、盤面の保護被膜を強化した印刷方法を検討する。

#### ア) 素材

**石**…成因、組織、造岩鉱物等の変化により種類が多く、素材の重厚さ、自然環境との調和、耐久性に優れていること等の理由からよく使用される。中でも御影石(花崗岩)の主成分は、長石、石英、雲母であり全体が結晶質になっているため硬度が高く美しいという特徴を有している。

**金属**…案内板に使用される金属は、ステンレス、アルミニウム等である。ステンレスは、鉄を主成分としてクロム又はニッケルを含有している。その他、モリブデン、銅、チタン等を添加することで耐食性に優れたものになる。また、表面研磨の違いによりさまざまな質感が表現できる。

#### イ) 案内板の印刷方法

##### ●磁器板への印刷方法

フィルム張り…コストが安く、取替えが可能な一方、図柄の表示、小さな文字には不向きで、色彩が限定され、耐久性が低い。

シルクスクリーン…印刷精度が高く、多色刷りが可能な一方、写真の表現には不向きである。

##### ●金属板への印刷方法

ホーロー印刷…ホーロー板に印刷するもの。

アルフォト印刷…アルミ板に印刷するもの。

エッチング加工…長期間の使用が可能な一方、彩色や細かい表現は難しい。

フッ素樹脂…ステンレス板に印刷するもの。

#### ④ガイダンス施設における解説計画

ガイダンス施設では無人対応時および一般ガイドの解説ツールとして、解説板を設置する。また、学校児童生徒への特別な団体対応として必要に応じて、PCを利用した解説も考えられることから、ロールスクリーンなどの設置を検討する。ガイダンス施設内の照度設定は詳細設計時に検討するが、基本的に照明を常置できず外界の明度との差が大きく暗いことが想定されるため、解説板にはLED照明などをつけることで読みやすくするための処置を講じる必要がある。

解説内容については「国見町文化財センターあつかし歴史館」における解説に準じるとともに、下二重堀地区の遺構の特徴と見方および周辺景観（阿津賀志山の眺望を含む）の

解説、史跡の時代背景や史跡保存の意義などを訴求するものとする。

### (3) 史跡及び施設の管理運営、活用

#### ①住民との協働による維持管理、活用

史跡の維持管理については、近年地域住民の史跡に関する理解と郷土の誇りの醸成を目的として住民参加型の維持管理や運営を行う例が増えている。

阿津賀志山防塁及び当該史跡公園においても、地域住民との連携協力が欠かせない。史跡に対する地域住民の関心を高め、保存や活用の必要性を共有し、協働して維持管理や活用事業を行っていくことを目指す。

また今後、地元の町内会や郷土史研究会、中尊寺蓮育成会等関係団体との協議会を発足させ、意見交換を行いながら、維持管理や活用の方向性について検討していく。

更には、町民が阿津賀志山防塁に誇りや愛着をもって様々な取り組みに関わることができる仕組みづくりが必要である。

#### ②関係機関等との連携による運営、活用

##### ア) 組織内での連携

阿津賀志山防塁を訪れる人々には様々なニーズがあることから、史跡周辺の有効な保存管理や活用を図っていくためには、文化財担当を含む歴史まちづくり推進室が核となり、商工観光、学校教育、地域づくり、健康増進などの関係部局と連携し、より効果的な運営方法やイベント等の企画を検討していくことが必要である。

##### イ) 周辺自治体との連携

前述したが国見町の周辺市町には、伊達家の遺構が数多く存在している。また、国見町は平成27年に歴史的風致維持向上計画の認定を得たが、隣接する桑折町でも同計画が国の認定を受けている。この計画が隣り合う自治体で認定を受けたのは全国的にも例がない。これらのことから、周辺自治体との協力関係を構築し、史跡の保存活用及び景観保護、関連する施設も含めた活用について連携を図っていく。

##### ウ) その他関係機関との連携

各地の歴史関係団体やまちづくり関係団体、大学や研究機関と連携し、本史跡の価値について理解を深め、外部へも広く発信するため、研究機会の創出やイベントの実施など各種取り組みを行い、本史跡の保存及び更なる活用について推進していく。